

安心・安全なまちづくりを目指して

# 木造住宅耐震診断・耐震改修工事を補助します

## 耐震診断補助事業

- 対** 次の要件を満たす住宅の所有者
  - ▼昭和 56 年5月 31 日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅
  - ▼延べ床面積 250 m<sup>2</sup>以下かつ地階を除く階数が2以下のもの
  - ※その他の要件は、問い合わせてください。

- 定** 9件（先着順）
- ¥** 診断の費用は無料（国・県・市が補助）
- 期** 6月7日（月）～18日（金）



申請方法など、詳細は **問** 建設課建築係（内線279）に問い合わせてください。

## 耐震改修工事補助事業

- 対** 次の要件をすべて満たす住宅の所有者
  - ▼市税の滞納がないこと
  - ▼耐震診断補助事業の要件を満たす市内の住宅で、耐震診断を行った住宅の工事で、補助対象となる費用が 50 万円以上の工事
  - ▼工事前の構造評点 1.0 未満のものを 1.0 以上の数値にする工事または、工事前の構造評点 0.7 未満を 0.7 以上の数値にする工事
  - ▼交付決定後に着手し、12月24日（金）までに完了する工事
  - ※交付決定前に契約・着手した工事は、交付金を受けられません。

- 定** 1件（先着順）
- ¥** ▼50 万円以上 87 万円以下の工事：20 万円  
▼87 万円を超える工事：費用の 23%（上限 50 万円）
- 期** 6月7日（月）～11月26日（金）

地域の安全を守るため

# 防犯灯設置等の費用を補助します



自治会が行う防犯灯の設置等にかかる費用の一部を市が補助します。対象は防犯灯の新規設置や修理、LED 灯への交換などにかかる費用です。

### ◆手続の流れ

- ①交付申請書提出（自治会）
  - ②審査後、補助額を確定（市）
  - ③交付決定通知書受領（自治会）
  - ④工事着手（自治会）
  - ⑤完了報告書提出（自治会）
  - ⑥補助金受取（自治会）
- ※自治会が申請してください。（個人での申請はできません。）

**【受付期間】**  
6月30日（水）までの平日 8時30分～17時15分

**【申請方法】**  
申請書の必要事項を記入し、添付書類と合わせて申請してください。（申請書は各地区の自治会長へ送付しました。）

**【その他】**  
詳しくは問い合わせるか市ホームページで確認してください。

**申 問** 地域政策課（内線236）

## 自治会に加入しましょう

地域をより良いものにするため、住民お互いの協力が大切です。安全・安心なまちづくりのため、自治会に加入しましょう。 **問** 地域政策課（内線236）



# コロナ禍の熱中症予防ポイント！



今年の夏も新型コロナウイルスの感染対策によりマスク着用が必須となり、熱中症になるリスクが高まります。以下のポイントを参考に例年以上に気を付けましょう。

**問** カルム五條（内線 2 8 9）

### ポイント①

#### 状況に応じてマスクを外しましょう

- ▼気温、湿度が高い中でのマスク着用は熱中症のリスクを高めます。屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合にはマスクを外しましょう。
- ▼マスクを着用しているときは、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとったうえで、状況に応じてマスクを外して休憩しましょう。

### ポイント②

#### 換気を確保しましょう

- ▼冷房時でも換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整しましょう。

### ポイント③

#### 日ごろから健康管理をしましょう

- ▼日ごろから体温測定・健康チェックをこころがけ、体調が悪いと感じたときは無理せず自宅で静養しましょう。

### ポイント④

#### 従来の熱中症予防行動を徹底しましょう

- ▼こまめに水分補給をしましょう。
- ▼カーテンやすだれなどで太陽光を防ぎ、扇風機や冷房機を適切に使用し室温を調整しましょう。
- ▼外出時は天気予報や暑さ指数(WBGT)を参考に暑い日や時間帯を避けましょう。
- ▼通気性のいい衣服、日傘や帽子等涼しい服装を心がけましょう。
- ▼少しでも体調に異変を感じたら涼しい場所に移動し水分を補給しましょう。

特に高齢者、障害者、子どもは熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。

介護保険施設やショートステイなどの利用費が限度額まで軽減される制度

## 新規・更新の申請を行いましょう

有効期限は  
7月31日まで

要介護認定を受けている人の介護保険施設やショートステイの利用費が、所得に応じて負担限度額までとなる制度があります。制度の利用には、申請と認定が必要です。

すでに認定を受けている人の有効期限は、7月31日までです。更新には再度申請が必要ですので、案内と申請書を郵送しますので、手続をしてください。新規申請を検討する人は、認定の条件や申請書類について説明しますので、まずは問い合わせてください。（負担限度額の段階区分が変更となります。詳しくは問い合わせてください。）

**問** 介護福祉課（内線291、294、400）